

特定非営利活動法人CCL理事会運営規則

規則第3号

2018年9月11日制定

2026年4月27日制定

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人CCL（以下「本法人」という。）定款に基づき、本法人理事会の運営及び議決手続き等に関する事項を定める。

(開催通知)

第2条 理事長は、本法人定款第34条第3項の規定に基づき、少なくとも5日前までに、書面をもって各理事及び各監事に開催通知を発行しなければならない。
2 前項の書面は、電子メールをもって通知の方法とする。

(議決事項)

第3条 定款第32条に定める議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 議案
 - (2) 協議事項
 - (3) 報告事項
- 2 前項第1号に定める議案には、定款に定める事項のほか、次の事項を含むものとする。
- (1) 1件の金額が50万円を超える重要な契約の締結、変更及び解除
 - (2) 本法人の役員等、関係者が経営する企業・団体との取引（利益相反取引）の事前承認
 - (3) 多額の借財及び重要な財産の処分
 - (4) 重要な規程の制定、変更及び廃止
- 3 協議事項は、定款第32条第1項第2号に定める本法人の経営及び業務執行に係る重要事項の対応方針等に関して協議又は検討を加えるべき事項とする。
- 4 報告事項は、前2号に関して報告を受けるべき事項及び経営にとって重要な内外情勢等の把握しておくべき事項とする。

(議決事項の整理)

第4条 理事及び事務局は、理事会に付議したい事項並びに資料を理事長が予め指名した副理事長（以下「担当副理事長」という。）に事前に提出するものとする。
2 理事長は、前項により整理された付議事項の案件について、理事会への付議につき確認し、決定する。

(出欠連絡)

第5条 理事及び監事は、理事会への出欠を事前に担当副理事長へ連絡しなければならない。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。

(陪席)

第6条 事務局は、理事会に陪席することができる。

2 理事は、議案内容の説明にあたり、予め理事長の承認を得て理事以外の説明者を陪席させることができる。

(理事会の決議の省略)

第7条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(利益相反事項の審議回避)

第8条 理事会において、特定の理事と利害関係がある事項を審議又は決議する場合、当該理事は自己申告を行い、当該事項の審議及び決議に加わることができない。

2 議長は、審議に先立ち利益相反状態の有無を確認しなければならない。

3 利益相反取引の承認にあたっては、当該理事が取引の理由、内容、対価の適正性を示す資料を提示し、それに基づき審議を行うものとする。

(議事録)

第9条 議事録の作成は、理事長が予め指名した理事又は事務局員が作成するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(電磁的方法(電子メール)による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(2) 審議事項、議事の経過の概要及び議決の結果

(3) 特定の議案に対し、反対意見や付帯意見があつた場合は、その概要

(4) 利益相反等により決議に加わらなかった理事の氏名

(5) 監事が述べた意見の概要

3 作成された議事録は、情報公開規則に基づき、主たる事務所への備置き又はインターネットにより適切に公開されるものとする。

4 作成された議事録は、出席した理事が確認した上で議事録署名人(その会議において選任された者2名)が署名又は記名押印するものとする。

(重大なリスクへの対応)

第10条 重大なリスク(自然災害、不祥事、情報漏洩等)が発生し、又は発生する恐れがある場合、理事長は直ちに他の理事及び監事に報告し、理事会を招集して対策を協議しなければならない。

2 個人データの漏えい等の重大な事案が発生した場合は、理事会において再発防止策を審議し、決定する。

(職務執行状況の報告)

第11条 理事長は、毎事業年度に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、又は法令及び定款に違反する重大な事実があ

ると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第12条 この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2018年9月11日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。